

講義録レポート

講義録コード

06-15-0-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	講 義 編
目標年	2015年合格目標	科目②	労働基準法
コース	基礎マスター講義	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD DVD通信 ・ WEB通信 ・ 音声DL通信 ・ WEB+音声DL通信		

収録日	2014 年 4 月 18 日		
講師名	古賀 太	板書枚数	5 枚 ※レポート含まず
		補助レジュメ枚数	枚
		ミニテスト	2 枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ☐ 無 ☒		
対応テスト	<ミニテスト>	()	第 回
	<答練・演習>	()	第 回
使用教材	●基本テキスト [労働基準法] P. 2 ~ P. 34		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (14目標 基本テキスト 労働基準法)		
	●補助レジュメ () _____ 枚	講義録添付 (有・無)	
	●その他 (受講ガイド・ミニテスト冊子【労働編】) _____ 各 1 冊	講義録添付 (有・無)	
備 考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		
	個別DVD受講生の皆様：基礎マスター講義では、前年度(14年目標)の基本テキストを使用します。各科目すでに完成済みですので、会員証をご持参の上、受付でお受け取りくださいますようお願いいたします。		

社 労 士 講義録

科目

労働基準法

コース

総合本科生
Wide

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

講師

古賀

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

P. 3

(契約)

民法(契約一般)：一般法

└ 労基法(労働契約)：特別法

一般法の
規定

<

特別法の
規定

P. 6

ある労働条件その事業場
の労働条件

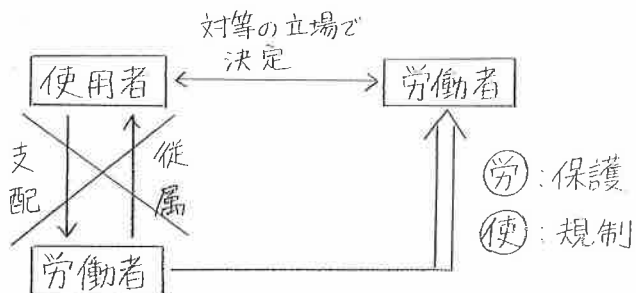
最低基準 ≡ 標準

引き下げ

労働基準法

で定める基準(最低基準)

P. 6

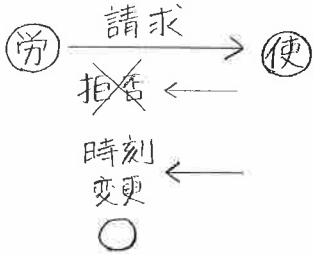
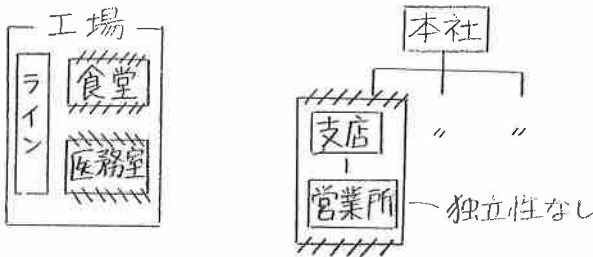
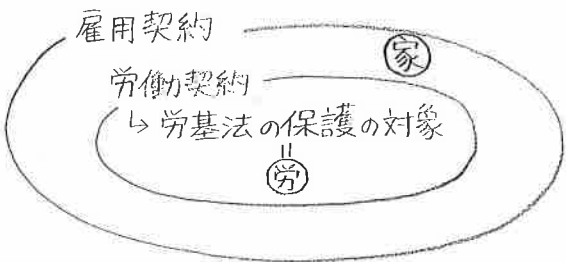


P. 6

└ 労働条件

社 労 士 講義録	科 目	労働基準法	コ ー ス	総合本科生 Wide	回 数	/
-----------	-----	-------	-------	---------------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] ★実力テスト：あり [] ◇配布物なし	なし なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師	古 賀 先生
-----	--	----------	--------------------------------------	-----	--------

テキスト ページ	黒 板 内 容
P.11	(労働時間中) 
P.12	→ P.58 賃金の定義
P.13	労基法の適用 ⇒ 場所単位(原則) 属地主義
P.14	
P.15 ②	
P.16	労基法(一般法) ↳ 船員法(特別法)

社 労 士 講義録	科 目	労働基準法	コ ー ス	総合本科生 Wide	回 数	/
-----------	-----	-------	-------	---------------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] ★実力テスト：あり [] ◇配布物なし	なし なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師	古 賀 先生
-----	--	----------	--------------------------------------	-----	--------

テキスト ページ	黒 板 内 容
P.17	労働契約関係 <pre> 労働者 ← 指揮命令 労働力提供 (時間的拘束) → 使用者 賃金支払 (労働の対償) ← </pre> 実態主義 ○ 形式主義 ×
P.25	・強行的効力 ・直律的効力 } → 規範的効力
P.26	休日：(そもそも)労働ギムのない日 休暇：労働日の労働ギムを免除
P.28	労働契約の期間 の定め あり(=有期) 一定のもの なし ⇒労基法の規制なし 上限 3(5)年
P.30	激変緩和措置

社 労 士 講義録	科 目	労働基準法	コ ー ス	総合本科生 wide	回 数	/
-----------	-----	-------	-------	---------------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] ★実力テスト：あり [] ◇配布物なし	なし なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師	古賀 先生
-----	--	----------	--------------------------------------	-----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容						
P. 32	その事業場の労働者 過半数 代表者 <=> 使用者 <u>合意</u> 多くの場合 免罰効果						
P. 32	所轄 = 事業場の所在地を管轄						
P. 34	平成25年 平成26年 <table border="1"> <tr> <td>4月</td> <td></td> <td>1月</td> <td>～</td> <td>3月</td> <td>4月</td> </tr> </table> 1年間の状況 報告 ↑	4月		1月	～	3月	4月
4月		1月	～	3月	4月		
P. 34	委託労働者 全体 全体からみた 一部 対象の全部 ↓ 全部又は一部						

社 労 士 講義録	科 目 労働基準法	コ ース 総合本科生 Wide	回 数 1
-----------	-----------	-----------------	-------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師 古賀 先生
-----	--	--------------------------------------	-----------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	<TAC>無断複写・複製を禁じます (社 06) ●TAC 社会保険労務士講座 2015社Wミニ23-1 ミニテスト〔労働基準法第1回〕 労基第1回講義終了後配布 自宅学習 ※各問1点 得点 / 10 ※制限時間5分 次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を記入せよ。 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 2 使用者は、暴行によって、労働者の意思に反して労働を強制することができる。 3 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権を行使するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。 4 労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については取り消すことができる。 5 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。 6 労働契約の締結に際し、明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。 7 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について締結しなければならない。 8 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定めることができる。 9 使用者は、前借金その他労働することを条件とする金銭を貸し付けてはならない。 10 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。 064-6200-1085-13

社	労	士 講義録	科目	労働基準法	コース	総合本科生 Wide	回数	/
---	---	-------	----	-------	-----	---------------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] ★実力テスト：あり [] ◇配布物なし	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師	古賀 先生
-----	--	----	--------------------------------------	----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	<TAC>無断複写・複製を禁じます (社.06) 2015社Wミニ23-1 ミニテスト〔労働基準法第1回〕解答解説 ○ 法1条1項。設問の通り正しい。本条は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を満たすべき労働条件を保障することを宣明したものであって、労働基準法各条の解釈に当たり基本観念として常に考慮されなければならない。 × 法5条。使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。 ○ 法7条。設問の通り正しい。なお、使用者は、労働者の選挙権の行使に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。 × 法13条。労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については「無効」となる。なお、この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準によるものとされている。 ○ 法15条1項。設問の通り正しい。 ○ 法15条2項。設問の通り正しい。 × 法14条1項。労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について締結してはならない。 × 法16条。使用者は、労働契約の不履行について違約金を定めてはならない。 × 法17条。法17条では、「使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない」としており、貸し付けてはならないのではない。 ○ 法18条1項。設問の通り正しい。